2024年3月

お客さま各位

碧海信用金庫

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社の
組織再編に伴う各種規定の改定のお知らせ

日頃より碧海信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、碧海信用金庫では、ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社の組織再編による「三井住友カード株式会社」への社名変更に伴い、民法548条の4の約旨にもとづき、下記の規定を改定のうえ、改定後の規定をホームページに掲載しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

１．改定する規定

保証委託約款（ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社）

金銭消費貸借約款（同　上）

２．対象ローン

へきしん「リフォーム・サブ」

先進医療支援ローン

※過去に販売していた標記社保証付のローン商品等につきましても、社名変更後は有効に引き継がれます。

３．改定日

令和6年4月1日（月）

４．改定内容

（１）保証委託約款

改定する条項	改定後	改定前	改定詳細
前段	私及び連帯保証人は、表記金融機関（以下「金融機関」という）との金銭消費貸借契約（以下「原契約」という）に基づき、私が金融機関に対して負担する債務について次の各条項を承認の上、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」という）に連帯保証を委託します。	私及び連帯保証人は、表記金融機関（以下「金融機関」という）との金銭消費貸借契約（以下「原契約」という）に基づき、私が金融機関に対して負担する債務について次の各条項を承認の上、SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「保証会社」という）に連帯保証を委託します。	合併及び社名変更により名称変更

（２）金銭消費貸借約款

改定する条項	改定後	改定前	改定詳細
第 14 条（保証履行） 第 1 項	私が第 5 条により期限の利益を失った場合には、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」という）が私との保証委託契約に基づき保証履行を行うこと及び保証履行により本契約に基づく債務に係る一切について金融機関から保証会社に移転することを私は異議なく承諾します。	私が第 5 条により期限の利益を失った場合には、SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「保証会社」という）が私との保証委託契約に基づき保証履行を行うこと及び保証履行により本契約に基づく債務に係る一切について金融機関から保証会社に移転することを私は異議なく承諾します。	合併及び社名変更により名称変更

なお、掲載する規定は当金庫ホームページ内「各種規定集」の融資関係規定集に掲載しますので、ご確認ください。

ホームページアドレス： https://www.hekishin.jp/kitei/

以　上